

# 令和8年1月・2月・3月・4月の 水道料金の基本料金などを減免します



物価高騰による市民生活の経済的負担を軽減するため、  
水道料金の基本料金などを4か月間減免します。

## 減免対象者

- ①美濃加茂市水道事業と給水契約をしている水道使用者（官公庁等を除く）
- ②集合住宅が美濃加茂市水道事業と契約している集合住宅居住者

## 減免を受けるための手続き

申込手続きは**不要**です。

## 減免となる期間と金額

減免の期間：令和8年1月から令和8年4月請求分の4か月間  
(令和7年12月から令和8年3月使用分)

減免の金額：①水道契約者（官公庁等を除く）の水道基本料金

※水道従量料金及び下水道使用料は対象外です。

※ご使用の水道メーター口径によって基本料金が異なります。（下表参照）

②集合住宅居住者の水道使用料金1,100円（消費税込）×入戸数



口径	水道基本料金(1か月あたり)	口径	水道基本料金(1か月あたり)
13mm	1,925円	75mm	37,730円
20mm	1,925円	100mm	63,250円
25mm	3,520円	125mm	98,450円
40mm	10,340円	150mm	135,300円
50mm	15,730円		

※金額には10%の消費税及び地方消費税が含まれています。

- ・減免期間終了後は、現行の基本料金となります。
- ・使用開始や休止の時期により、減免となる基本料金が異なる場合があります。
- ・**水道料金の減免を悪用した詐欺にご注意ください。**

今回の減免において、銀行やコンビニエンスストア等のATMへ誘導することをはじめ、銀行の口座番号やキャッシュカードの暗証番号、クレジットカードの番号や暗証番号についてお聞きしたり、訪問してお預かりしたりすることはありません。

## 【集合住宅を管理されている方へ】

管理者様等に一括して料金を請求しているアパート・マンション等について、**一括請求分にかかる基本料金と、入戸数に応じて1戸当たり1,100円（消費税込）の水道使用料金を減免します**ので、今回の支援が美濃加茂市水道利用者の皆さんに行き届くように、**管理者様から各入居者様に請求される水道料金について減免対応をしてください。詳しくは裏面の例を参照してください。**

美濃加茂市建設水道部上下水道課 電話番号：0574-28-1132

※お問い合わせの際には、お客様番号をお知らせください。

※国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

# 美濃加茂市 水道・下水道 使用水量と料金のお知らせ

お客様名

請求分( )			① 檢針
お客様番号	口径値	用 途	検 针 員
	② mm		
設置場所			
使用期間			~
今回指示数	m <sup>3</sup>	前回指示数	m <sup>3</sup>
取付指示数	m <sup>3</sup>	取外指示数	m <sup>3</sup>
使用水量	m <sup>3</sup>	水道料金 うち消費税 (%)	円 円)
下水認定人数	人	下水認定水量	m <sup>3</sup>
下水排水量	m <sup>3</sup>	下水道使用料 うち消費税 (%)	円 円)
合計金額		④ 円	
前回使用水量	m <sup>3</sup>	前回下水排水量	m <sup>3</sup>

① 令和8年1月から令和8年4月の検針日が記載されているものが減免対象です。

② ご使用になっている水道メーターの口径を記載しています。口径によって水道基本料金が異なります。

※表面の口径別基本料金をご確認ください。

③、④ 水道基本料金（減免金額）を差し引いた金額を表示しています。

《請求金額が0円になる場合》

料金納入のための納付書は送付しません。また、口座振替をご利用の場合は口座引き落としされません。

## 集合住宅の場合の減免金額計算例

### (※参考例①)

アパート・マンションの全戸数 8戸 入居戸数 6戸

水道メーター口径 φ40

基本料金 10,340円 使用水量 50m<sup>3</sup>

[通常時の請求額]

(基本料金+使用量料金) = 請求額

$$10,340\text{円} + 192.5\text{円} \times 50\text{m}^3 = 19,965\text{円}$$

[減免時の請求額]

(基本料金+使用量料金) - (基本料金+1,100円×入居戸数) = 減免時の請求額

$$(10,340\text{円} + 192.5\text{円} \times 50\text{m}^3) - (10,340\text{円} + 1,100\text{円} \times 6\text{戸}) \\ = 19,965\text{円} - 16,940\text{円} = 3,025\text{円}$$

### (※参考例②)

アパート・マンションの全戸数 6戸 入居戸数 4戸

水道メーター口径 φ25

基本料金 3,520円 使用水量 20m<sup>3</sup>

[通常時の請求額]

(基本料金+使用量料金)

$$3,520\text{円} + 192.5\text{円} \times 20\text{m}^3 = 7,370\text{円}$$

[減免時の請求額]

(基本料金+使用量料金) - (基本料金+1,100円×入居戸数) = 減免時の請求額

$$(3,520\text{円} + 192.5\text{円} \times 20\text{m}^3) - (3,520\text{円} + 1,100\text{円} \times 4\text{戸}) \\ = 7,370\text{円} - 7,920\text{円} = -550\text{円} = 0\text{円}$$

(減免額が当初の請求額を超える場合は、請求額は0円となります。)